

○東京藝術大学音楽学部特別演奏研究員制度に関する要項

〔平成30年9月6日  
教授会決定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、本学音楽学部特別演奏研究員（以下「特別演奏研究員」という。）制度について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特別演奏研究員制度は、本学音楽学部又は大学院音楽研究科において実技を専攻する者及び実技を専攻し卒業又は修了した者で、特に優秀な者が、海外留学するに際し、特別演奏研究員の名称を付与するとともに、必要な支援を行うことで、国際的に活躍する演奏家を育成することを目的とする。

(資格)

第3条 特別演奏研究員候補者の資格は、本学音楽学部及び大学院音楽研究科の在籍者、卒業者及び修了者とする。

(選考方法等)

第4条 特別演奏研究員候補者は、海外への留学が決定している者で、音楽学部各科から推薦された者とする。

2 特別演奏研究員は、音楽学部学生生活委員会において審議し、教授会の意見を参考として、学長が決定する。

(期間)

第5条 特別演奏研究員の期間は、留学先の機関等への所属開始から終了までとする。

(支援)

第6条 本学は、第2条に定める目的遂行のため、奨学金の支給その他必要な支援を行うことができる。

2 前項に定める支援の内容については、別に定める。

(資格喪失)

第7条 特別演奏研究員が、次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、教授会の意見を参考として、学長がその資格の喪失を決定することができる。

(1) 退学又は除籍となったとき（在籍者に限る）

(2) 懲戒処分を受けたとき（在籍者に限る）

(3) 留学先の機関等を辞したとき

(4) 辞退を申し出たとき

(5) その他特別演奏研究員として適当でないと認められたとき

(規則等の遵守)

第8条 特別演奏研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

第9条 本学在籍者が特別演奏研究員となった場合においても、学生としての身分には何ら変更がないものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、特別演奏研究員に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則

この要項は、平成30年9月6日から施行し、平成30年9月1日から適用する。